



# 鳥取県公報

平成 21 年 11 月 27 日(金)  
第 8 1 4 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画の変更 (703) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正 (704) (水産課) . . . . . 2
	県道の区域の決定 (705) (道路企画課) . . . . . 6
	県道の供用の開始 (706) (〃) . . . . . 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (707) (会計指導課) . . . . . 6
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (82) . . . . . 7
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・2・2号福部伏野線  
3・4・8号宮下十六本松線

### 2 都市計画を定める土地の区域

#### (1) 鳥取都市計画道路 3・2・2号福部伏野線

##### 変更する部分

鳥取市覚寺字保治谷、字長谷、字長谷口、字弘法庵、字背谷口、字鐘鑄平、字坂ノ上二、字鐘鑄場、字鐘鑄谷、字赤井山、字妙見、字七反田、字庵ヶ崎、字砂田、字下丁田、字流田、字拾上、字西尾田、字縄手、字堤下二、字畦倉及び字上限ノ内、円護寺字北谷山、浜坂字加露田、字長代、字井ツナシ、字越ノ前、字北裏山、字穴井後、字東藪ノ内、字西藪ノ内及び字中瀬東側、江津字埋立、字三嶋川原ノ三及び字西皆竹、秋里字埋立、字三島、字藪ヶ土手、字東皆竹、字皆竹畑、字松下、字上下水越、字古宮ノ下、字上壺町ヶ坪、字下大石橋、字下壺町ヶ坪及び字中刺、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、南隈字曾崎、字狐隈ノ二及び字狐隈ノ一、賀露町字東横江、字西横江、字中野菜、字西野菜、字殿免、字美濃隈、字七隈田、字犬伏、字溝狭、字横江、字摩尼田及び字川住、湖山町字白浜、字大浜ノ壺、字大寺屋、字堀越西方及び字堀越東方、伏野字砂浜、字スクモ塚、字長者石、字中浜、字塚松、字渡り上りノ二、字溝河及び字渡り上りノ一

#### (2) 鳥取都市計画道路 3・4・8号宮下十六本松線

##### 変更する部分

鳥取市国府町奥谷三丁目、分上一丁目、宮下、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目並びに新通り四丁目、同市大杓字横長、字五万田及び字壺本木、立川町五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、吉方温泉四丁目、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、吉方、興南町、富安一丁目、富安二丁目、扇町、天神町、幸町、古市字島田、字行徳廻り土手外、字田ノ向、字南八ツ口、字新田、字外新田、字木戸ノ外、字御棚ノ内、字御棚ノ内二、字御棚ノ内三、字上寺屋敷及び字塚ノ本、行徳一丁目、行徳二丁目、西品治字猿尾間ノ一、字猿尾間ノ二、字土手下ノ一、字土手下ノ二、字土手下ノ三、字土手下ノ四、字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ壺及び字土手外ノ二、安長字埋立及び河原外、松並町二丁目、秋里、秋里字埋立、字上土居、字西土居、字上寺ノ後、字宮ノ出口及び字松下、江津字大正、字紀念、字前田、字下土居及び字船附、浜坂四丁目並びに浜坂七丁目

## 鳥取県告示第704号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
第1 経営等改善資金						第1 経営等改善資金					
種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
操船作業省力化機器等設置資金	略	略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織	略	略	操船作業省力化機器等設置資金	略	略	沿岸漁業（ <u>総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船</u> ）	略	略
燃料油消費節減器等設置資金	略	漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき24,000,000円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき1,200,000円	する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）並びに <u>これらの者が実施する沿岸漁業の経営の改善を</u>			燃料油消費節減器等設置資金	略	漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき12,000,000円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき1,200,000円	<u>（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。以下この表及び第3の表において同じ。）</u>		
略						略					

	<p>促進する るため に普及 を図る 必要が あると 認めら れる近 代的な 漁業技 術その 他合理 的な漁 業生産 方式の 導 入 (当該 漁業技 術又は 当該漁 業生産 方式の 導入と 併せ行 う水産 物の合 理的な 加工方 式の導 入を含 む。) を支援 するた め中小 企業者 と農林 漁業者 との連 携によ る事業 活動の 促進に 関する 法 律 (平成</p>			<p>び沿岸 漁業を 営む会 社(そ の常時 使用す る従業 者の数 が20人 以下で あるも のに限 る。)</p>	
--	---	--	--	---	--



	小企業 者						
--	----------	--	--	--	--	--	--

**鳥取県告示第705号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年11月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山スマートインター線	西伯郡伯耆町吉長字三日市23-18地先から同町久古字陣場1484-2地先まで	9.9~38.8	1402.0

**鳥取県告示第706号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年11月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大山スマートインター線	西伯郡伯耆町吉長字三日市23-18地先から同町久古字陣場1484-2地先まで	平成21年11月27日

**鳥取県告示第707号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務

平成21年度第2回鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務

## 2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部生産振興課

副主幹 丸田 謙一

3 委任期間

平成21年11月27日から同年12月7日まで

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第82号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年11月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
社会福祉法人宏平会介護老人保健施設しびのさと	西伯郡伯耆町久古1109-2	社会福祉法人宏平会介護老人保健施設しびのさと	西伯郡伯耆町久古1109-2
<b>医療法人社団昌平会介護老人保健施設はじめ</b>	<b>西伯郡伯耆町大原927-1</b>		
略		略	
2～4 略		2～4 略	

**公 告**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成21年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数

准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問
-------------------------	---	------

## 2 試験の日時

平成22年2月10日（水）午後1時から午後3時30分まで

## 3 試験の場所

倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館

## 4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成22年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成22年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

## 5 受験願書の受付期間

平成22年1月4日（月）から同月7日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成22年1月7日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課（持参又は郵送によること。）

## 7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成22年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとし、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とする。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

## 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であって、収入証紙を購入することが困難なときは、10(2)の問い合わせ先に相談すること。

#### 9 合格者の発表等

(1) 平成22年3月11日(木)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験した者については、同月31日(水)(必着)までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。

(2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

#### 10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医療政策課(電話0857-26-7190)に問い合わせること。